

1.計画策定に当たって

1-1 背景と目的

自転車は、買物や通勤、通学、子供の送迎等、日常生活における身近な移動手段やサイクリング等のレジャーとしての手段に利用されており、昨今の環境保全や健康志向の意識向上、燃料費の高騰等を背景とした自動車利用からの転換により、自転車の利用ニーズは高まっています。

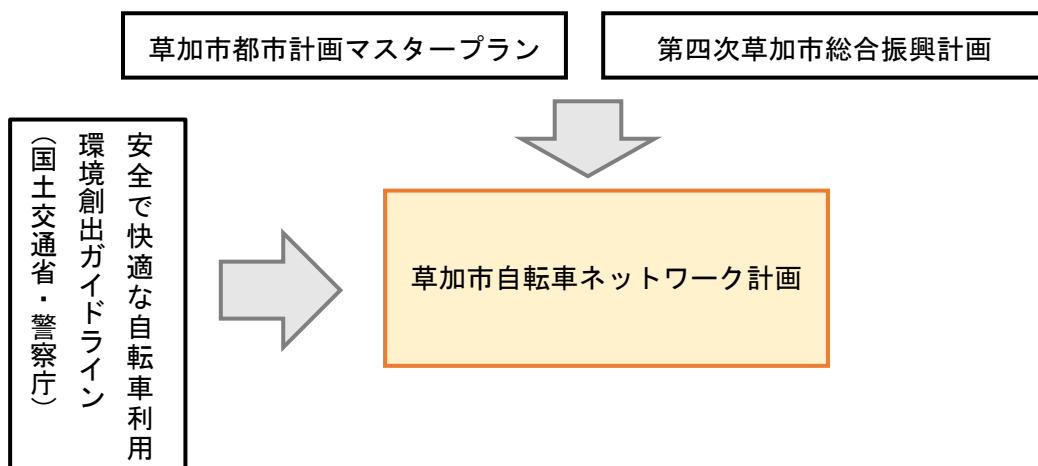
自転車を交通手段として利用する割合は全国的に高くなっており、埼玉県は人口当たりの自転車保有台数が全国1位となっています。草加市は、平坦な地形で、市の中心には鉄道が通過していることもあり、近距離移動の利用者も多く、自転車利用率は県内第3位となっています。一方で、市内における自転車関連事故の発生割合が高くなっていることが課題となっており、自転車で安全に通行できる空間が必要となっています。

全国的にも自転車の利用ニーズが高まっていることから、「自転車は『車両』であり、車道を通行することが大原則である」とした「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が平成24年11月に国土交通省及び警察庁により策定され、「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方針として平成28年7月に改定されました。

本市では、近距離の移動に便利で、健康づくりにもつながる自転車の利用を促進し、安全で快適に利用できる環境を整備することを目的として、「草加市自転車ネットワーク計画」を策定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、国土交通省道路局と警察庁交通局が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）の考え方を基本として、草加市の自転車利用に係る現状や課題を踏まえた計画です。計画の策定に当たっては、上位計画である「第四次草加市総合振興計画」や「まちづくりの基本となる計画（草加市都市計画マスタープラン2017-2035）」との整合を図り、取組を進めます。



1-3 計画期間

計画期間は、平成 31 年から平成 47 年（2035 年）までとします。

1-4 上位計画

第四次草加市総合振興計画（平成 29 年 3 月改定）

都市像

○快適都市 地域の豊かさの創出

基本的要素

快適都市は次の 4 つの基本的要素から成り立っています。

○快適な環境…環境にやさしい水とみどりのまちをつくる

○安全と安心…人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

○活気の創出…にぎわいのあるまちをつくる

○地域の共生…ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

将来都市構造

- ①核や拠点の形成…都市核、地域核、文化核、工業核、にぎわい交流エリア、企業誘致推進エリアの形成
- ②軸やネットワークの形成…都市軸、道路・交通のネットワークの形成、水とみどりのネットワークの形成
- ③計画的な土地利用の誘導…都市型複合ゾーン、住宅複合ゾーン、一般住宅ゾーン、都市利用調整ゾーン

■自転車に関する記述

（２）安全と安心～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

２）安全で円滑な交通

施策 6 安全で快適な道路の整備

交通需要の変化に伴い、公共交通政策など他施策とも連携を図りながら、混雑の解消に努めるとともに、歩行者や自転車などの交通の安全性、利便性の向上のため、各種道路の計画的な整備を推進します。

■自転車に関する記述

第 1 章 全体方針 第 1 節 まちづくりの理念や都市計画の目標

(2)安全と安心～人にやさしい安心して住み続けられるまちづくり

②安全で円滑な交通

近距離での移動に便利な自転車は、広く市民に利用されている交通手段である一方、歩行者や自転車との事故が多く発生していることから、歩行者交通や各交通手段と均衡の取れた自転車の利用しやすい環境づくりをめざします。

第 3 節 分野別方針 2 道路・交通体系方針

過度に自動車に依存しない社会の実現を目指して、徒歩や自転車での移動環境を向上させていく必要があります。このため、道路の整備だけでなく、歩行空間の整備、自転車通行空間の整備、そして、公共交通網の充実を図っていきます。

方針 2 歩行空間の整備

綾瀬川沿いの草加松原遊歩道の魅力向上を図るため、歩行者道路や自転車道路の維持・保全・活用を図ります。

方針 3 自転車通行環境の創出

課題における具体的な施策

自転車利用が集中する経路を中心に、安全に自転車で通行できる路線(ネットワーク)を、まず 1 路線確保することを目指します。この路線を構成する道路に自転車通行帯を整備することとあわせて、自転車通行帯が整備できない路線は、歩行者と自転車がともに安全に通行できるよう、状況に応じた安全対策を検討していきます。また、草加松原や旧町地区は観光資源に恵まれており、にぎわいづくりのためにも、自転車を利用して散策できるような環境整備を検討します。

- 自転車通行空間の確保(自転車通行空間整備検討区間)
- 自転車通行ルールの明示・啓発(シェア・ザ・ロード)
- 自転車散策路モデル検討エリア

1-5 関連計画

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン：国土交通省道路局・警察庁交通局(平成 24 年 11 月、平成 28 年 7 月改定)

ガイドラインの位置付け

各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進めることを目的とし、国土交通省道路局と警察庁交通局が、同提言や国土交通省国土技術政策総合研究所の調査・研究の成果等も踏まえ、「Ⅰ. 自転車通行空間の検討」「Ⅱ. 自転車通行空間の設計」「Ⅲ. 利用ルールの徹底」「Ⅳ. 自転車利用の総合的な取組」について示したものです。

ガイドラインの内容

Ⅰ 自転車通行空間の検討

- 計画の策定から自転車ネットワーク路線の選定、整備形態の選定等の完成までの手順
- 自動車の速度、交通量等における車道通行を基本とした整備形態の選定の考え方
- 自転車通行空間整備に当たり、道路空間の再配分や道路拡幅の可能性といった整備形態の変更を検討する場合、整備が困難である場合の暫定形態、代替路の検討の考え方

Ⅱ 自転車通行空間の設計

- 整備形態別(自転車道、自転車専用通行帯、車道混在)における設計の考え方
- 自転車通行空間と直接的に接続する等の交差点部における設計の考え方

Ⅲ 利用ルールの徹底

以下の三つの観点から利用ルールの徹底の取組内容を示している。

- ①利用ルールの周知
- ②ルール遵守に関するインセンティブの付与
- ③交通違反に対する指導・取締り

Ⅳ 自転車利用の総合的な取組

- 駐停車・荷捌き車両、放置自転車対策として、自転車専用通行帯区間での駐車禁止規制等の実施と取組について
- 自転車マップやレンタサイクル等の取組について